

# 株式会社LCJ

## 高齢者虐待防止のための指針

### 第1章 総則

#### (目的)

##### 第1条

この指針は、株式会社LCJ（以下「法人」という。）が運営する居宅介護支援事業所三条大宮、ヘルパーステーション三条大宮（以下「事業所」という。）において、すべての利用者の権利が擁護され、利用者が安心・安全に適切な介護サービスを利用することができるよう、高齢者虐待を防止するための体制を整備することを目的とする。

#### (虐待の定義)

##### 第2条

この指針において「虐待」とは、事業所の職員が訪問サービスを提供する利用者に対して行う、次の各号に掲げる行為をいう。

#### (1) 身体的虐待

- ア 利用者の身体に外傷が生じ、あるいは生じるおそれのある暴力を加える行為
- イ 正当な理由なく利用者の身体を拘束する行為

#### (2) 介護放棄

- ア 必要とされる介護や世話を怠り、利用者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
- イ 利用者の状態に応じた治療や介護を怠り、又は医学的診断を無視した行為
- ウ 必要な用具の使用を限定し、利用者の要望や行動を制限させる行為
- エ 利用者の権利を無視した行為又はその行為の放置
- オ その他職務上の義務を怠る行為

#### (3) 心理的虐待

- ア 威嚇的な発言、態度
- イ 侮辱的な発言、態度
- ウ 利用者やその家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
- エ 利用者の意欲や自立心を低下させる行為
- オ 心理的に利用者を不当に孤立させる行為

#### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をし、あるいは利用者にわいせつな行為をさせること

#### (5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、又は利用者が希望する金銭の使用を理由なく制限する行為

(基本方針)

### 第3条

利用者に対する虐待又は虐待が疑われる不適切な介護（以下「虐待等」という。）を未然に防止するため、法人及び事業所の職員は次の取組を実施するものとする。

- (1) 事故や苦情の詳細な分析と再発防止のための取組
- (2) 提供する介護サービスの点検と、虐待につながりかねない不適切なケアの改善による介護の質向上のための取組
- (3) 権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケア等に対する理解を高めるための教育研修の取組
- (4) 本指針の定期的な見直し及び周知徹底の取組

(職員の責務)

### 第4条

- 1 職員は、利用者宅における高齢者虐待は、外部からの把握が困難な特徴があることを認識し、常に虐待等の早期発見に努めなければならない。
- 2 職員は、利用者、利用者の家族又は他の職員から虐待等の通報があったときには、本指針に沿って対応しなければならない。

## 第2章 虐待等の対応体制

(虐待防止委員会)

### 第5条

- 1 虐待等の未然防止と虐待通報の審査・対応策を協議するため、各事業所に「虐待防止事業所委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 虐待防止事業所委員は、自身の管轄する介護保険事業所において、虐待防止事業所委員会を組織し、虐待防止検討委員会で審議された内容に基づいた虐待防止事業所委員会が開催されるよう虐待防止検討委員長と綿密な連携を図るものとする。
- 3 虐待防止検討委員会の構成  
虐待防止検討委員会は、法人内各事業所と合同で設置するものとし次に掲げる者で構成する。  
※委員長及び副委員長を1名ずつ選出する。  
(ア) 代表取締役（法人全体の管理責任者。委員長を務める）  
(イ) 介護支援専門員（計画立案）  
(ウ) 看護師（医療・看護面の管理） ※感染対策担当者  
(エ) 介護管理職（日常的なケアの現場の管理）  
(オ) 事務長（事務及び関係機関との連携）  
(カ) その他委員長が必要と認める者（施設外の専門家等）
- 4 必要に応じて苦情相談委員等を委員会に招聘し、助言等を得ることとする。

## 5 委員会の審議事項等

- ・虐待防止検討委員会及び虐待防止検討事業所委員会又はその他施設等の組織に関すること
- ・虐待の防止の為の指針の整備に関すること
- ・虐待の防止の為の職員の研修の内容に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制の整備について
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策及びその防止策を講じた場合の効果についての評価に関すること

## 6 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待の防止の徹底を図る内容とする。

- (2) この指針の基づく研修は各事業所の運営規程に定めた回数以上を行うとともに、新規職員採用時には必ず虐待の防止のための研修を行い、これらの研修の実施内容については記録に残すものとする。

(委員会の招集等)

### 第6条

- 1 委員会は、委員長が招集し、主宰する。
- 2 委員長に事故等があり、又は業務の都合上やむを得ないときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員会は、原則として、年1回定期に開催するものとする。なお、委員長は、緊急の必要がある場合、定期の委員会のほか、臨時に委員会を招集し、開催することができるものとする。

(虐待防止責任者等)

### 第7条

各虐待防止検討委員は、自身の管轄する介護保険事業所において、虐待防止検討事業所委員会を組織し、虐待防止検討委員会で審議された内容に基づいた虐待防止検討事業所委員会が開催されるよう虐待防止検討事業所委員長と綿密な連携を図るものとする。

## 第3章 虐待等の通報

(虐待等の通報・受付)

### 第8条

- 1 利用者本人又はその家族、若しくは職員から、虐待等の通報があったとき、法人又は事業所は、本方針に基づき適切に対応しなければならない。
- 2 職員は、虐待等を発見したときは、上司を通じ、又は直接に虐待防止担当者に通報しなければならない。
- 3 虐待等の通報は、書面又は口頭により受け付けるものとする。

(虐待等の報告)

第9条

- 1 虐待防止担当者は、通報内容を取りまとめ、虐待防止責任者（管理者）に報告する。
- 2 虐待防止責任者は、通報内容に関し、虐待等の疑いが認められた場合には、すみやかに京都市に報告する。

(虐待等の調査)

第10条

- 1 虐待防止責任者は、通報にあった虐待等の全容を明らかにするため、必要に応じ、関係職員をして、通報者、当事者たる利用者及び職員並びにその他関係者から事情を聴取するものとする。
- 2 虐待防止責任者は、必要に応じ、高齢者虐待の専門家たる外部委員に助言を求めることができるものとする。

(調査後の対応・対策)

第11条

虐待等の調査の結果、虐待等の事実が認められた場合、虐待防止責任者は次の対応・対策を講じるものとする。

- (1) 京都市への全容報告
- (2) 必要に応じ、当事者たる職員に対する処分
- (3) 委員会を招集し、虐待等の全容報告及び再発防止策の検討・協議
- (4) 再発防止策の職員周知及び実施

(未然防止の取組)

第12条

法人及び職員は、虐待等の発生を未然に防止するため、次の未然防止対策に取り組むものとする。

- (1) 高齢者虐待の職員研修の実施
- (2) 「虐待発生の早期発見チェックシート」による早期通報の定着化

(成年後見制度の利用支援)

第13条

法人及び事業所は、利用者又はその家族に対し、権利擁護の観点から成年後見制度の利用が必要と認められる場合には、地域包括支援センター、市町村その他関係機関と連携し、成年後見制度の利用に向けた情報提供及び支援を行うものとする。

(虐待等に係る苦情解決)

第14条

- 1 利用者又はその家族等から虐待等に関する苦情を受けた場合は、苦情受付担当者が速やかに内容を確認し、虐待防止責任者へ報告するものとする。
- 2 苦情内容について事実確認を行い、必要な改善措置を講じるとともに、申出者に対して対応結果を説明するものとする。
- 3 対応内容は記録し、再発防止及びサービスの質の向上に活用するものとする。

(その他虐待防止の推進)

#### 第15条

- 1 法人及び事業所は、虐待防止に関する研修、行政通知及び関係法令等の情報収集に努め、必要に応じて本指針の見直しを行うものとする。
- 2 虐待防止に関する取組について職員間で情報共有を行い、虐待の未然防止及び再発防止に継続的に取り組むものとする。
- 3 身体拘束等適正化委員会、感染対策委員会その他関係する委員会と連携し、利用者の権利擁護に努めるものとする。

### 第4章 その他

(閲覧)

#### 第16条

本指針は、事業所内に掲示するとともに、サーバー内に保存し、職員が常時閲覧できる環境を整備するものとする。また、事業所のホームページに掲載し、利用者及びその家族等が閲覧できるようにするものとする。

#### 第17条 (その他虐待防止の推進のために必要な事項)

- 1 法人及び事業所は、虐待防止に関する外部研修等へ積極的に参加し、職員の資質向上に努めるものとする。
- 2 法人及び事業所は、関係法令及び行政通知等を適宜確認し、必要に応じて本指針の見直しを行うものとする。
- 3 法人及び事業所は、地域包括支援センター、行政機関、医療機関その他関係機関と連携し、高齢者の権利擁護及び虐待防止に努めるものとする。
- 4 法人及び事業所は、虐待防止に関する取組状況を定期的に確認し、継続的な改善を図るものとする。
- 5 職員は、日頃から利用者の尊厳の保持及び権利擁護の視点を持ち、虐待の未然防止及び早期発見に努めるものとする。

(その他)

#### 第18条

本指針の運用に関し、必要な事項は代表取締役が別に定める。

#### 附 則

- この指針は、令和3年4月1日から施行する。
- この指針は、令和5年2月1日から施行する。
- この指針は、令和5年8月1日から施行する。
- この指針は、令和8年6月1日から施行する。

株式会社LCJ 代表取締役 石坂美峰

#### 《 施設・事業所 》

- ・居宅介護支援事業所三条大宮
- ・ヘルパーステーション三条大宮